

精神疾患等による就業不能リスクと企業に求められる対策

昨今プレミアムフライデーの導入など政府主導のもと「働き方改革」が進められており、職場環境の整備は企業の大きな課題となっています。特に従業員のメンタルヘルス対策においては、精神障害の労災認定件数が増加傾向¹にあったことから2014年6月に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が公布され、2015年12月から労働者が50人以上の全事業所で年に1度全ての労働者に対する「ストレスチェック」の実施が義務付けられるなど、就業不能に陥る前の水際対策が注目されています。しかしその対策の一方で、精神疾患による休職者は年々増加し続けており²、企業はさらなる対策を求められていると言えます。

1. 精神疾患による就業不能リスク

健康保険の被保険者には病気やケガで休職している間、1年6ヶ月を限度とする傷病手当金が支給されます。全国健康保険協会の平成30年度現金給付受給者状況調査報告によりますと、本調査の対象となる傷病手当金の総受給件数（106,333件）のうち、精神及び行動の障害による受給件数の割合は全体の約29%でした。1995年の4.45%と比較するとおよそ7倍に増加し、且つ精神及び行動の障害による受給は受給件数のトップになっています。また傷病手当金の平均支給期間が164.06日であるのに対し、精神及び行動の障害による受給期間は212.16日と支給期間が長期に亘っています。この調査から分かる通り、精神疾患等による長期休職者は年々増加傾向にあり従業員の精神疾患等による就業不能リスクは職場環境整備において無視できない課題となっています。



平成30年度全国健康保険協会 全国健康保険協会管掌健康保険現金給付受給者状況調査報告より弊社作成

2. 従業員の精神疾患による就業不能がもたらす法人のリスク

精神疾患に限らず、従業員の疾病傷害などによる休職では、人材の喪失、従業員や家族からの訴訟、従業員のモラルダウンなどが懸念されます。

特に訴訟については近年、業務中の事故による障害や死亡だけに限らず、自殺、過労死、脳・心臓疾患等、従来であれば業務外のケガまたは病気として従業員の責に帰するケースであっても、安全配慮義務違反という形で会社が損害賠償請求の訴訟を提起される事例があります。これらの従業員や家族からの訴訟については、会社役員賠償責任保険（D&O）や使用者賠償責任保険による補償を併せて検討することが必要でしょう。

判例 2000年3月24日 最高裁判所

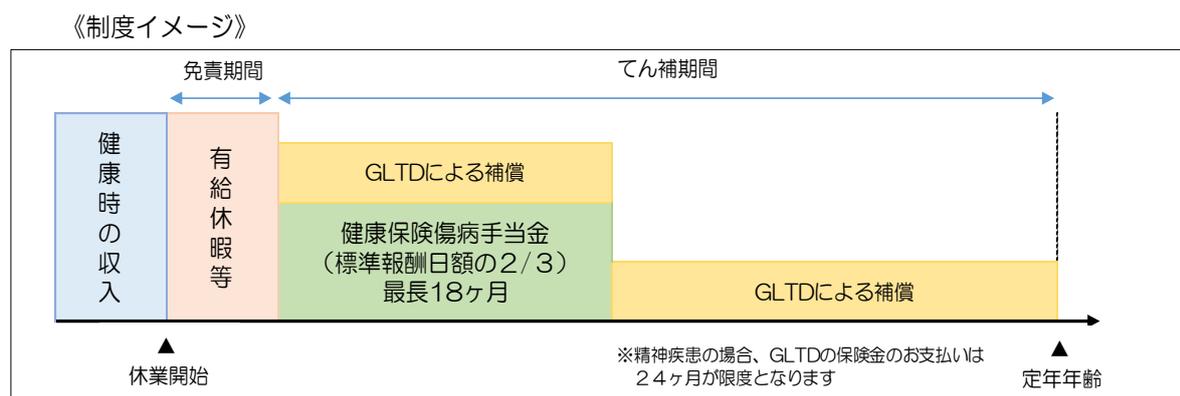
長時間労働に起因するうつ病により自殺。使用者の賠償責任が認められた。³

3. 従業員の精神疾患による就業不能に対応する保険商品

所得補償保険は通常、精神疾患による休職を補償の対象外としていますが、企業で加入する団体長期障害所得補償保険（以下 GLTD⁴）では精神疾患による休職の場合でも免責期間の翌日から2年間を限度に所得補償を受けることが可能です⁵。また精神疾患以外の傷病の場合には、被保険者の定年までの期間を限度に保険金を受け取ることができ、長期にわたる就業不能リスクに備えることが出来ます。更に免責期間経過後に職場復帰し、就業障害発生直前の所得から20%を超える所得の減少がある場合には、その減少割合に応じて保険金を受け取ることが出来ます。

4. GLTD の仕組み

GLTD には、所得に対する一定割合が受け取れる「定率型」と毎月決まった額を受け取れる「定額型」があります。保険金を受け取れない一定の期間（免責期間）や補償期間は、社内の休職規定等に基づいて決定します。健康保険組合から給付される傷病手当金のほかに GLTD の保険金が給付されることで、休職中の所得水準が休職前に近い状態に保たれ、生活に必要な資金面での不安を軽減することで治療に専念でき、職場復帰の一助になることが期待されます。



なお精神疾患等傷病による休職以外にも、天災による身体障害や、妊娠・出産に起因する身体障害による就業障害への補償のほか、親の介護のための休職時に一時金を受け取ることができる補償を追加することも可能です。

GLTD の導入は、従業員にとって長期就業障害時の経済的な不安を解消するとともに、「従業員を大切にできる会社」というメッセージをステークホルダーや社会に発信できる点もメリットの一つとなります。

- 1 出典：厚生労働省 平成 25 年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」より
- 2 出典：平成 30 年度 全国健康保険協会 全国健康保険協会管掌健康保険 現金給付受給者状況調査報告
- 3 裁判所 最高裁判例 事件番号：平成 10 (オ) 217
- 4 Group Long Term Disability insurance の略
- 5 保険会社によっては、2 年以上の補償を受けられる商品もあります。商品ごとの違いは当社へお問い合わせ下さい。

【ニュースに関するお問い合わせ先】

銀泉リスクソリューションズ(株) E-mail/ grs@ginsen-risk.com

〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-7-14 TEL03-5226-2301 FAX03-5226-2609